

# 運営規程

児童デイサービス キッズ☆スター

## （事業の目的）

**第1条** この規程は、特定非営利活動法人自然処（以下、「事業者」という。）が開設する児童デイサービス キッズ☆スター（以下、「事業所」という。）において行う指定通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービス）に係る事業の適切な運営を確保するために必要な人員及び運営に関する事項を定め、事業の円滑な運営管理を図るとともに、適切な指定通所支援を提供することを目的とする。

## （人格の尊重）

**第2条** 事業者は、指定通所支援を利用する障害児（以下、「利用者」という。）及びその利用者に係る通所給付決定保護者（以下、「保護者」という。）等の意思及び人格を尊重し、常に障害児の立場に立った指定通所支援を提供しなければならない。

## （秘密の保持）

**第3条** 事業所の従業者及び管理者は、正当な理由なく、その職務上知り得た障害児またはその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 事業者は、従業員及び管理者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た障害児またはその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じるものとする。
- 3 事業者は、指定障害児入所施設等、指定障害福祉サービス事業者等その他の福祉サービスを提供する者等に対して、障害児またはその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該障害児または家族の同意を得るものとする。

## （運営の方針）

**第4条** 事業者は、指定通所支援の提供に当たっては、利用者が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適應することができるよう、利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的な指導訓練を行うものとする。

- 2 事業所の従業者は、指定通所支援の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又は保護者に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- 3 前3項のほか、事業者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）及び児童福祉法に基づく指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）その他関係法令等を遵守して、事業を実施するものとする。

## （事業所の名称等）

**第5条** 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 児童デイサービス キッズ☆スター
- (2) 所在地 兵庫県明石市藤江 889-51

### (従業者の職種、員数及び職務内容)

**第6条** 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名(常勤職員)  
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 児童発達支援管理責任者 1名(常勤職員)  
児童発達支援管理責任者は、利用者の児童発達支援計画及び放課後等デイサービス計画(以下、個別支援計画という)の作成、利用者又はその家族に対する相談及び援助並びに他の従業者に対する技術指導及び助言を行う。
- (3) 指導員 6名(常勤3名、非常勤3名)  
指導員は、個別支援計画に基づき障害児等に対して、適切な指導訓練を行う。

### (営業日及び営業時間)

**第7条** 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月、火、水、金、土、日とする  
ただし、12月29日～1月3日、8月13日～15日は除く
  - (2) 営業時間 平日：午前10時半から午後7時半  
土日、祝祭日、学校が長期休みの期間の平日：午前8時半から午後5時半
  - (3) サービス提供日 月、火、水、金、土、日とする  
ただし、12月29日～1月3日、8月13日～15日は除く
  - (4) サービス提供時間  
児童発達支援  
平日：午後1時から午後4時  
但し放課後等デイサービス利用者の学校が長期休みの期間、祝祭日は午前9時から午後0時  
土日：休み  
放課後等デイサービス  
平日：午後4時から午後7時  
但し学校が長期休みの期間、祝祭日は午後1時から午後4時  
土日：午前11時から午後5時
- ※学校が振替休日のときも平日と同じ扱いとする  
※イベント実施での開業や警報・インフルエンザによる休業等、管理者が必要と認めた場合はこの限りではない。

### (利用定員)

**第8条** 事業所において提供する指定通所支援の利用定員は、10名とする。

(事業の主たる対象とする障害の種類)

**第9条** 事業の主たる対象とする障害の種類は、次の通りとする。

- (1) 障害児(18歳未満の身体障害者、知的障害者及び精神障害者(発達障害児を含む))

(指定通所支援の内容)

**第10条** 事業所で行う指定通所支援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 個別支援計画の作成  
(2) 運動・スポーツ訓練(個々の主体性に合わせた運動・スポーツ指導)  
(3) 集団生活適応訓練(外遊びやみんなでの創作活動を通じた集団生活適応訓練)  
(4) 創作的な活動の指導(家族単位での活動)  
(5) 健康指導(健康チェック・健康相談)

※送迎は行わない

(通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額)

**第11条** 指定通所支援を提供した際に事業者が受領する費用の額は、厚生労働大臣が定める基準による。そのうち、各市町村が定めた通所利用者負担額として保護者から受領した額以外については、各市町村から代理受領するものとする。

2 事業者は、指定通所支援の提供にあつては、前項の支払いを受けるほか、そのサービスの提供に係る便宜に要する費用として、次の各号に掲げる費用の支払いを受けることができるものとする。

- (1) 必要な教材に関する費用 実費  
(2) 日用品費 実費

3 事業者は、前2項の支払を受ける場合には、保護者に対して事前に文書で説明したうえで、支払に同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けるとする。

4 事業者は、第1項および第2項の費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証(第1項については受領証)を、当該費用を支払った保護者に交付するものとする。

(通常の事業の実施地域)

**第12条** 事業所の通常の事業の実施地域は、明石市、神戸市(西区・垂水区)、加古川市(平岡町)、播磨町、稲美町とする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

**第13条** 利用者及び保護者は、以下の項目を遵守するものとする。

- (1) 他の利用者を傷つけることが無い様に気をつけること。  
(2) 保護者は、事業所の職員と密なる連絡をとり、予防しうる事故を防ぐように互いに協力すること。

- (3) 前2号に掲げるもののほか、事業所の管理およびサービスの提供のために必要な指示に反する行為をしないこと。

#### (苦情解決)

**第14条** 事業者は、事業所において提供した指定通所支援に関する利用者等からの苦情を解決するために、必要な措置を講じるものとする。また適切な対応のために、よろず相談窓口を設置する。

#### (緊急時等における対応方法)

**第15条** 従業者は、現に指定通所支援のサービスを提供しているときに利用者に病状の急変その他の緊急事態が生じたときは、速やかに事業所が定める協力医療機関又は障害児の主治医へ連絡する等の措置を講じるとともに、児童発達支援管理責任者又は管理者に報告するものとする。

#### (事故発生の予防及び事故発生時の対応)

**第16条** 事業者は、事故の発生またはその再発を防止するために、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 事故が発生した場合の対応及び次号に規定する報告の方法等が記載された、事故発生防止指針を整備する。
- (2) 事故が発生した場合またはその危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が事業所の管理者に報告されるとともに、原因の分析結果に基づき策定した改善策に従業者に周知徹底する体制を整備する。
- (3) 事故の発生防止のための会議及び従業者に対する研修を定期的に行う。
  - 2 事業者は、利用者に対する指定通所支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに県、市町、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
  - 3 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録し保管する。
  - 4 事業者は、障害児に対する指定通所支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害を賠償する。

#### (非常災害対策)

**第17条** 事業者は、事業所に消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するものとする。

2 事業者は、非常災害等に備えるため、事業所において、避難、救出その他の必要な訓練を年2回以上行うものとする。

#### (虐待の防止のための措置に関する事項)

**第18条** 事業者は、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るために、

次の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止に関する責任者の選定
- (2) 苦情解決体制の整備
- (3) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

#### **(研修による計画的な人材育成)**

**第19条** 事業者は、事業所において適切な指定通所支援が提供できるよう従業者の業務体制を整備するとともに、従業者の資質向上を図るために次のとおり研修の機会を設けるものとする。また業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

- (1) 採用時研修 採用時3カ月以内
- (2) 継続研修 年2回

2 前項の規定により、研修の実施計画に従業者の職務内容、経験等に応じて策定し、実施した研修の記録を保管するとともに、必要に応じて研修内容を見直し、従業者の計画的な育成に努める。

#### **(運営内容の自己評価並びに改善の義務付けと結果の公表)**

**第20条** 事業者は、事業所の提供する指定通所支援の質の評価を行い、常にその改善を図るようにする。

2 事業者は、前項における評価の結果を公表するように努めなければならない。

#### **(暴力団の排除)**

**第21条** 事業者および事業所は、その運営において、暴力団の支配を受けてはならない。

#### **(その他運営に関する留意点)**

**第23条** 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

2 事業者は、障害児等に対する指定通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービス）の提供に関する諸記録を整備し、当該指定通所支援を提供した日から5年間保存するものとする。

3 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする、

附則 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附則 この変更規程は、令和3年4月1日から施行する